

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：加美町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成15年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	加美町	職員数※(H19. 4. 1現在)	5人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	112.61 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	1,394 (H18)
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	561 (H18)
不良債務(百万円)		財政力指数※	0.33 (H18)
資金不足比率(%)		実質公債費比率※(%)	21.0 (H19)
		経常収支比率※(%)	96.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
【合併期日：平成15年4月1日】 新町建設計画は、旧3町の豊かな資源や歴史・文化を受け継ぎながら「美しい自然、こころやさしい人々、活力ある生活文化のまち・加美」の創造を目指し、交流・ふれあい、環境・生活、教育・文化、保険・医療・福祉、産業・経済、住民主導のまちづくり、行財政改革の7つの振興策を計画的に実施することにより、加美町の速やかな一本化の推進と地域の均衡ある発展に資すると共に、総合的・一体的な発展と住民福祉の向上を図るものである。計画期間は平成15年度から平成24年度までの10年間である。本計画の実施に向け、平成16年3月に職員定員適正化計画を、平成17年度に行政改革大綱及び同実施計画を策定した上で、平成18年6月には合併後の財政事情を考慮した長期財政計画を再構築することで、効率的な行財政運営の推進に努めている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	加美町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	加美町長 佐藤 澄 男
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	広報による公表、議会全員協議会等で適宜説明を行う。
基本方針	計画策定内の基本方針は、給水収益については、過疎化に比例し給水人口は減少するものの、下水道等の普及により一人当たりの使用水量の増加が見込まれ、有収水量は横ばいで計画した。配水量の約半分を県水より受水していることから、4年に1度見直される県水の料金改定率を考慮しながら、供給単価が給水原価を下回らないよう収支バランスを考えた計画策定を基本とした。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	18	7	46	71
	補償金免除額	2	2	8	12
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			11	11

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	18,248	7,079	45,854	71,181
合 計 (A)		18,248	7,079	45,854	71,181
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,248	7,079	45,854	71,181

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			11,195	11,195
合 計 (A)				11,195	11,195
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				11,195	11,195

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>加美町水道事業会計は、平成15年4月1日の3町合併により3つの上水道、1つの簡易水道で起業し、平成18年4月1日に特別会計であった簡易水道事業及び簡易給水施設事業を統合し、水道事業の一元化を図った。又、給水収益に対する県水の使用料は4割に達していることから、県水の料金改定率に伴う収支バランスの見直し及び調整が必要である。平成15年の合併以来、給水原価が供給単価を上回ることが無かったが、平成18年度決算でわずかではあるが逆転をした。営業外収益により欠損金は発生しなかったものの今後の課題ではある。水道事業会計において、現在は人件費（人員）が他の自治体に比べ低い事もあり、経常利益を計上しているが、今後は安定的な水の供給を図るため、民間活用を含めた収支バランスが必要となる。</p>
経営課題	<p>課題 ① 包括的委託（第三者委託）の導入</p> <p>職員一人当たりの給水人口を宮城県平均と比較した場合、加美町は約2倍であることから、町職員全体の定員の適正化を考慮した場合、増員は望めない事から、包括的委託を導入したい。</p>
	<p>課題 ② 料金水準の適正化</p> <p>加美町の料金については、現在宮城県平均とほぼ同水準である。しかし、4年毎の県水の料金改定により当町においても料金改定が必要となると考える。</p>
	<p>課題 ③ 維持管理費等サービス供給コスト節減合理化</p> <p>施設の老朽化が進んでおり、現在優先順位により更新等を実施しているが、今後は、包括的委託を機に民間的手法を取入れ、サービス低下につながらないようにコスト節減を図る必要がある。</p>
	<p>課題 ④ 未収金対策</p> <p>水道料金等の未収金が水道経営を悪化しつつある事は現実であり、その対策に苦慮している。加美町はH18より特別徴収対策室を税務課内に新設し一定の効果は見られるものの、給水停止等を含め今後尚一層の措置を講ずる必要がある。</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)		94	106	101	101	100	100	100	103	103
総収支比率(法適用) (%)	102	108	112	106	102	102	103	103	105	105
経常収支比率(法適用) (%)	102	108	112	106	102	102	103	103	105	105
営業収支比率(法適用) (%)	97	94	118	105	110	108	108	109	112	111
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	10	19	4		1	1	1	1	1
	うち基準内繰入金 (%)	1	1	1		1	1	1	1	1
	うち基準外繰入金 (%)	9	18	3						
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)		18	3						
	うち赤字補てん的なもの (%)	9								
	資本的収入分 (%)		9							
	うち基準内繰入金 (%)		2							
	うち基準外繰入金 (%)		7							
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については、県水の改定時及び改定率により算定する。今回の計画書においては県水の改定時(4年スパン)に5%で計画しているが、水道事業の収支バランス及び流動資産額を考慮し算定したい。料金収入の見込みについては、給水人口減による有収水量の減はあるものの、アパート等の新築が見られ、給水戸数は横ばいと考え微増と計画した。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については、基本的には基準内繰入のみを計上した。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度までは、地震対策に関する投資を考え、23年度以降については、施設老朽化に伴う施設更新を実施していきたい。資産売却については考えていない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	支出において、必要経費は必要経費として計画し、経常経費において目標を前年比1%減額とし、県水の改定及び災害等に備えたい。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>加美町の集中改革プランでは、平成17年4月1日現在の職員数381名を平成22年4月1日現在職員数330名に削減(削減率13.4%)することとしており、このうち、水道事業においては、平成17年4月1日現在の職員数6名を平成22年4月1日現在の職員数5名に削減(削減率16.7%)することとしている。</p> <p>なお、平成22年4月1日以降は、職員数をさらに1名削減する計画である。</p> <p>給与構造改革については、平成19年4月1日から導入し、国と同様としている。地域手当は、支給対象地域ではない。但し、支給対象地域へ派遣がある場合の規定として国と同様の制度としているが、経過措置は異なる。また、特殊勤務手当は防疫作業手当(国と同じ)のみであり、見直すべき特殊勤務手当はない。</p> <p>技能労務職についても、行政職と同様に給与構造改革を平成19年4月1日に導入し、国と同様としている。労務職の見直しについては、集中改革プランで業務員や調理員について民間委託等への移行を検討することとしており、今後、具体的な検討を進める予定である。また、国から求められている内容を踏まえた取組方針を平成20年3月まで策定・公表する。水道事業については、現在技能労務職員は実績が無く、今後においても配置する計画はない。技術的な面については、包括的業務委託で対応していきたい。</p> <p>20年以上勤続して退職する場合の特別昇給を平成18年4月1日から廃止し、また、奨励退職者で24年6月未満の場合の特別昇給を平成19年4月1日から廃止したので、退職にかかる特別昇給はなし。</p> <p>福利厚生事業は、職員の保険事業として人間ドックの助成等と職員互助会の実施する福利厚生事業への補助を実施していたが、職員互助会への補助については、補助金の見直しを行い、平成17年度は800千円、平成18年度は300千円、平成19年度からは休止とし0円となっている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>課題③に対応 維持管理費等の縮減は現実的には老朽化が進んでおり難しい状況にはあるが、民間活用により縮減を図っていききたい。</p> <p>課題①に対応 水道法の改正による包括的委託(第三者委託)を順次導入し、安定供給・経費節減を図っていく。 予定年度 平成20年度～…施設管理業務 平成21年度～…料金徴収業務 平成23年度～…自治体が行うべき業務を除くすべての水道業務</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="radio"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題②に対応 料金収入の現状については、収納率96%前後であるが民間活用により目標は99%にしたい。料金水準においては、宮城県平均とほぼ同水準であること、同じ県水を受水している自治体よりは自己水源を有する分低水準であること、又、回収率が100%前後であることから、県水の改定時期に改定率により収支バランスを考慮し算定していきたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="radio"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="radio"/> 行政評価の導入	『住民と行政の協働による活力あるまちづくり』を進めるため、加美町ホームページ及び広報で一般会計、特別会計及び水道会計の予算や決算の概要など、財政情報を積極的に開示し、情報の共有に努めている。  18年度は、先進地視察や職員研修を実施。19年度は、推進体制を整備し、導入に向けた基本方針等の策定、評価基準や指標、評価シートの検討を経て、一部試行を行い、20年度から本格実施する予定。
5 その他	課題④に対応 未収金対策として、18年度より特別徴収対策室を税務課内に設置し、水道料金に限らず公共料金の滞納整理に努め一定の効果が上がったが、今後も場合によっては、給水停止措置も含め、関係課で連携を密にして取組んでいく。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現在は、水道事業職員一人当たりの給水人口と比較した場合、宮城県平均のほぼ2倍であることから、純減は難しい状況にある。今後は平成23年度から導入予定である水道業務全体の包括的委託に移行することにより、職員数の純減を図りたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収対策室が18年度に稼働したことにより、過年度未収金の収納状況は17年度徴収額9,737千円に対し、18年度は17,966千円となり一定の効果が出た。しかし、現年度未収金を含めた年度末未収金については、減少はしたものの18年度末で41,836千円となり年間料金収入額の約8%に相当することから、水道事業経営に少なからず影響してくる。平成21年度からは民間委託制度を導入し未収対策に取り組んでいきます。（民間活用により平成21・22年度は5百万円、平成23年度は10百万円を見込んでいます。）</li> <li>・料金改定については、県水の改定時（4年スパン）である平成22年度を計画しており、県水の改定率にもよるが5%程度の改定率で算定し、その改善額は25百万円を計上した。</li> <li>・維持管理経費については、民間委託の導入等から前年度対比1%削減、改善額で3百万円を計上している。</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計等からの基準外繰出しについては、平成19年度より計上しておらず、今後においても計上しない予定である。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</li> <li>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</li> <li>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</li> <li>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</li> <li>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</li> <li>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</li> <li>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</li> <li>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</li> <li>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</li> </ol>
---

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>														
2	料金改定率					0.2					5.0			
	改善額(料金の適正化)※1					1	1				25	25	50	
2	未収金の徴収対策					5		5	5	10	10	15		
	改善額					5	5	0	0	5	5	10	20	
3	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)					7	7							
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他( )													
	改善額													
<b>【経費の削減】</b>														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)		47	41	42	33		33	33	33	33	26		
	改善額					9	9					7	7	
	給与水準													
	改善額													
	その他( )													
	改善額													
1	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)		7	7	6	5		5	5	5	5	4		
2	増減数(人)				-1	-1	-2					-1	-1	
	維持管理費等(民間委託等)								3	3	3	3		
	改善額(適正化)								3	3	3	3	12	
	改善額													
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他( )													
	改善額													
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	1,122	1,114	1,120	1,129	1,394		1,361	1,413	1,451	1,506	1,460		
	増減		-8	6	9	265		-33	52	38	55	-46		
	改善額													
							計画前5年間改善額 合計	22					改善額 合計	89
													(参考) 補償金免除額	12

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	27	27	27	26	27	27	27	27	27	27
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	2,229	2,352	2,349	2,367	2,485	2,486	2,488	2,489	2,491	2,491
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	12,907	12,907	12,907	12,667	12,667	12,667	12,667	12,667	12,667	12,667
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	8,433	8,123	8,777	9,597	9,771	9,776	9,875	9,875	9,875	9,875
最大稼働率(%)	65	63	68	74	76	76	77	77	77	77
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	224.87	207.28	207.28	209.18	200.32	201.11	201.11	211.17	211.17	211.17
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	210.87	205.67	205.67	209.71	202.32	201.90	201.11	206.35	206.35	208.86

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。